

地方公務員災害補償基金事務局長 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
(公 印 省 略)

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する件について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第73号）が本日付で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、補償の請求書等に個人番号の記載を求める旨明確化するため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いいたします。

記

1 改正の概要

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）第30条、第35条の2及び第40条において、補償を受けようとする者等は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の定めるところにより、補償の請求書等を基金に提出することとした上で、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第12条に基づき基金が定める業務規程において、補償を受けようとする者等は個人番号等を記載した補償の請求書等を提出しなければならないこととされている。

今般、施行規則において個人番号の取扱いを明確化するため、施行規則第30条等を改正し、補償の請求書等に個人番号を記載することを明記する等、所要の規定の整備を行う。

なお、従前の補償手続きに影響がない旨念のため申し添える。

2 施行期日

令和5年9月29日

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）

各都道府県総務部（局）長
（公務災害担当課扱い）
（市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市人事主管局長
（公務災害担当課扱い） } 殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正について（通知）

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第73号）が本日付で公布され、同日から施行されます。

今回の改正は、補償の請求書等に個人番号の記載を求める旨明確化するため、所要の改正を行うものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その施行に遺漏のないようお願いするとともに、各都道府県総務部（局）長におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対しても、この旨を周知いただくようお願いいたします。

記

1 改正の概要

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「施行規則」という。）第30条、第35条の2及び第40条において、補償を受けようとする者等は、地方公務員災害補償基金（以下「基金」という。）の定めるところにより、補償の請求書等を基金に提出することとした上で、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「法」という。）第12条に基づき基金が定める業務規程において、補償を受けようとする者等は個人番号等を記載した補償の請求書等を提出しなければならないこととされている。

今般、施行規則において個人番号の取扱いを明確化するため、施行規則第30条等を改正し、補償の請求書等に個人番号を記載することを明記する等、所要の規定の整備を行う。

なお、従前の補償手続きに影響がない旨念のため申し添える。

2 施行期日

令和5年9月29日

3 議会の議員その他非常勤の職員についての取扱い

法第69条の規定に基づく条例による補償を受けるべき非常勤の職員等については、個人番号を利用した情報連携の対象でないため、今回の改正の影響を受けないものである。

したがって、今回の改正に伴う「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（案）」（昭和42年9月1日付け自治給第56号）及び「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（案）」（昭和42年11月27日付け自治給第84号）の改正は行わないものである。

【連絡先】

安全厚生推進室公務災害補償係
電話：03-5253-5560（直通）